

第四号議案

【資料7】

平成2年4月制定
平成9年4月改訂
平成11年4月改訂
平成13年4月改訂
平成15年4月改訂
平成16年4月改訂
平成18年4月改訂
平成27年4月改訂
令和5年4月改訂（案）

岡津第二町内会規約

第1条（名称、事務所）

本会は、岡津第二町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、福祉を増進し、もって自治運営に寄与すると共に、岡津町の発展と繁栄を期するをもって目的とする。

第3条（会員の構成）

本会は、岡津第二町内会に居住する世帯主又は、これに準ずるものを持って構成する。

第4条（組織）

目的及び事業達成のため必要とする地区・班に区分し、運営の円滑を計る。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（2名）
- (3) 会計（2名）
- (4) 監事（2名）

- (5) 総務 (2名)
- (6) 事業部 (副部長を置くことができる。)
- (7) 地区長
- (8) 班長

第6条 (役員を選出及び任期)

- (1) 会長、副会長、会計、監事、総務、事業部長、事業部副部長は総会において選出する。任期は1年又は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 地区長は、当該地区の班長の互選又は推薦により選出する。地区長の任期は1年又は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 班長は、当該班員の互選又は推薦により選出する。班長の任期はその班の総意により、1年又は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 (顧問、相談役)

- (1) 本会に顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は、役員承認を得て、会長が委嘱する。

第8条 (役員職務)

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を処理する。
- (4) 監事は、会計を監査し、結果を総会に報告する。
- (5) 総務は、総会、庶務、企画、慶弔、見舞いに関する事。
- (6) 事業部正副部長は、第9条のそれぞれの事業を分掌する。
- (7) 地区長及び班長は、会議に参画し、会務の執行及び班員との連携にあたり、各々地区内及び班内の総意の把握を行う。

第9条 (事業)

- (1) 広報部 (広報に関する事)
- (2) 防犯部 (防犯パトロール、防犯灯管理)
- (3) 防災部 (防火、消防、災害救助、防災活動)
- (4) 保健衛生部 (保健衛生全般に関する事)
- (5) 福利厚生部 (募金、敬老、民謡部、社会福祉全般に関する事)
- (6) 交通部 (交通安全協会、母の会との連携、安全対策、交通共済取扱)

- (7) 環境衛生部 (粗大ゴミ、生ゴミ等環境衛生に関する事)
- (8) 女性部 (婦人の教養、生活の合理化を計る)
- (9) 青少年部 (PTA との連携、子供会育成指導)
- (10) 第二白寿会 (高齢者同士の親睦に関する事)

第10条 (会議)

- (1) 本会の会議は、総会、役員会とする。総会は年1回定期総会を開催する。
- (2) ただし、会長が必要と認めたとき、又は役員 $\frac{3}{10}$ 以上の要請があったときには臨時総会を開催することが出来るものとする。
- (3) 総会は会長が招集し、班長以上の役員の参加により開催されるものとする。総会の成立には役員 $\frac{5}{10}$ 以上の参加を必要とする。総会における議事は出席した役員 $\frac{3}{10}$ にて決し、可否同数のときは議長が裁決する。
- (4) 役員会は会長が招集し、班長以上の役員をもって開催する。
- (5) 各事業部が必要とする場合には、総会及び役員会に役員以外の説明者を参加させることができる。
- (6) 区などの委託職務にあたる指導員等については、役員とはせず役員会への出席を義務付けないが、総会並びに出席が必要と考えられる場合の役員会には出席するものとする。

第11条 (会計)

本会の経費は、会員の会費、寄付金、補助金その他の収入をもって当てる。

- (1) 会費は月額400円とする。ただし、活動実施状況や予算の執行状況により翌年度に多額の繰越金が見込まれる場合には、総会での承認によりその額を変更することができる。
- (2) 総会での承認により、必要に応じて臨時会費を徴収することが出来る。
- (3) 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第12条 (慶弔)

- (1) 会員死亡に対し、香料10,000円を贈る。
- (2) 風水害等の自然災害については見舞金を贈る。
 - ① 床上浸水・・・¥10,000円
 - ② 床下浸水・・・¥5,000円
 - ③ その他の災害については都度役員会において決定する。

第13条 (会館の運営)

岡津町内会館の別に定める要綱及び、細則による。

付則 本会の規約に定めなき事項及び、規約の施行につき、必要な細則は総会の議決を経て定める事が出来る。

- 1 青少年部長、副部長は青少年部の任期満了後、女性部所属となり、その任期は1年とする。